

部がホテル又は旅館の通常客の宿泊に供される室を兼ねる場合における当該室」を「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて同法第二条第一項に規定する旅館業の用に供するもの」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「に施錠をしない」を「若しくは客室に施錠をし、又は客にこれらの行為をさせない」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第九条の見出し中「行為の制限」を「遵守事項」に改め、同条中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に、「事項を遵守する」を「事項の」に改め、同条第二号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第四号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満（中学校を卒業した者であつて十六歳未満の者は、十六歳に達したものとみなす。）の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

第十条第二項第一号中「第三条第一項第一号」を「第四条第一号」に改め、同項第二号中「第三条第一項第二号」を「第四条第二号」に改め、同項第三号を削る。

第十一条中「。以下同じ」を削る。

第十二条中「、法第二十八条第一項に規定するほか」を削る。

第十三条中「法第二条第六項第四号の営業及び」を削り、「の国家公安委員会規則で定める」を「に規定する」に、「除く」を「いう」に改め、「（次の各号に掲げる日における当該各号に定める地域にあつては、午前一時から日出時までの時間）」を削り、同条各号を削る。

第十七条を第二十一条とし、第十六条中「おいては」を「おいて」に、「おいてこれを」を「おいては、これを」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会を設置する地域）

第二十條 法第三十八条の四第一項の特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域として条例で定める地域は、第五条又は第十五条本文の公安委員会規則で定める地域とする。

第十五条第一項中「で定める」の下に「深夜において飲食店営業を営む者に係る」を加え、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「定める」の下に「深夜において飲食店営業を営む者に係る」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条中「法第三十一条の八第一項、法」を「第三十一条の八第一項、」に、「及び法」を「及び」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域）

第十五條 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域として条例で定める地域は、宇都宮市の都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域のうち公安委員会規則で定める地域とする。ただし、児童福祉施設（公安委員会規則で定めるものを除く。）又は病院若しくは診療所の敷

地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲から百メートルを超えない範囲内において公安委員会規則で定める距離以内の地域を除く。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する数値）

第十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第十七条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所において卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 二 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 三 営業中は、営業所の出入口若しくは客室に施錠をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 四 営業所において法第二条第六項各号の営業を営み、又は営ませないこと。
- 五 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
- 六 営業所において賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 七 午後六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

（栃木県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 栃木県警察関係手数料条例（平成十二年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

<p>十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号。以下この表において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる改正法第二条の規定による改正後の法（以下この表において「新法」という。）第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が同時に他の新法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査に</p>
--	---

	<p>あつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額)</p> <p>(一) 三月以内の期間を限つて営む新法第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元(新法第三十一条の二十三において準用する新法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八百元)</p> <p>(二) その他の審査 二万四千元(新法第三十一条の二十三において準用する新法第四条第三項の規定が適用される営業所につき新法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三</p>
<p>十三 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三</p>	<p>千五百円</p>

<p>において準用する新法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>	
<p>十四 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三において準用する新法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>千四百円</p>
<p>十五 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三において準用する新法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>八千六百元(当該申請を行う者が同時に他の新法第三十一条の二十三において準用する新法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)</p>
<p>十六 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三において準用する新法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万円(当該申請を行う者が同時に他の新法第三十一条の二十三において準用する新法第七条の二第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>
<p>十七 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三において準用する新法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万円(当該申請を行う者が同時に他の新法第三十一条の二十三において準用する新法第七条の三第一項の規定に基づ</p>

	く承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)
十八 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三において準用する新法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	九千九百円
十九 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三において準用する新法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習	講習一時間につき六百五十円

第三条 栃木県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表十二の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号。以下この表において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる改正法第二条の規定による改正後の法（以下この表において「新法」という。）」を「法」に、「他の新法」を「他の法」に改め、同項(一)及び(二)中「新法」を「法」に改め、同表十三の項及び十四の項中「改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法」を「法」に、「準用する新法」を「準用する法」に改め、同表十五の項から十七の項までの規定中「改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法」を「法」に、「準用する新法」を「準用する法」に、「他の新法」を「他の法」に改め、同表十九の項中「改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法」を「法」に、「準用する新法」を「準用する法」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表十八の項中「改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされる新法」を「法」に、「準用する新法」を「準用する法」に改め、同項の次に次のように加える。

十九 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査	一万三千元（当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第
---	---

	一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円)
二十 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付	千五百円

第二条第二項の表一の項(三)1(1)中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同条第三項の表一の項(一)から(三)までの規定中「第七条」を「第八条」に改める。

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

第四条 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第四十六条第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年三月二十三日から施行する。

(警察本部生活安全企画課)

栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第七号

栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例

栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年栃木県条例第四十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第八号

栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例

栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年栃木県条例第四十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢対策課）